

喫煙環境に関する実態調査 【飲食店票】



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期します。

ID	
パスワード	

法人名	
法人番号	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号(国税庁から指定された13桁)に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

※ 本調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://kitsuenkankyo.jp>) でのオンライン回答もしくは、ダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が該当する番号をご回答ください。

1. 大企業(資本金の額又は出資の総額が5千万円超かつ常時使用する従業員の数が50人超の会社)
2. 中小企業(資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社)
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人等

問2 貴事業所の客席の面積をご回答ください。小数点以下第1位を四捨五入して整数でご回答ください。
※保健所営業許可書類等の面積を参考にご回答ください。

	m ²
--	----------------

記入要領2ページの「客席の面積」の例示をご参照ください。

問3 貴事業所の主たる施設種別について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

1. 居酒屋、ビヤホール
2. バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック
3. 喫茶店
4. 上記以外の食堂、レストラン等
5. 店内で飲食を行わない持ち帰り・配達飲食サービス店
6. 飲食サービスを提供していない事務所や倉庫

調査は以上で終了です




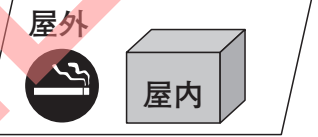
裏面にも設問があります。

・以降の設問は、問3で選択いただいた施設の状況についてご回答ください。(複数の事業を行っている施設においては、選択いただいた施設についてのみご回答ください。)
 ・貴事業所がテナントなど複合施設内に入居する場合は、貴事業所が管理している範囲(共用部分を除く)についてご回答ください。

問4 貴事業所における通常のたばこ(火をつけて喫煙するたばこ)の喫煙環境について、
 (1) 屋内、(2) 屋外それぞれ当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。

(1) 屋内 当てはまる番号1つに○	(2) 屋外 当てはまる番号1つに○
1. 屋内全面禁煙 2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可 3. 屋内全面喫煙可	1. 屋外全面禁煙 2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可 3. 屋外全面喫煙可 4. 屋外の敷地を所有、賃借していない (テナントなど複合施設内に入居する場合) ※屋上やテラス(席)は屋外としてご回答ください
問5、問6をご回答ください	問6をご回答ください

参考

屋内の喫煙環境の例		屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙 	例2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 	例3) 屋外全面禁煙 	例4) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙としている。	一部に喫煙可能な部屋(喫煙専用室、喫煙室)や喫煙可能な場所(喫煙コーナー、喫煙席)を設けている。	屋外(事業所の敷地内)全体を禁煙にしている。	一部に喫煙可能な場所(喫煙所、喫煙コーナー)を設けている。

問5 問4(1) 屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可」を選んだ方のみにおうかがいします。
 貴事業所屋内の状況について、項目別の状況の有無に1つずつ○をつけてください。

	状況の有無 (項目別に1つずつ○)	
(1) 喫煙のみを行う部屋の設置(床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る)	1. 有り	2. 無し
(2) 喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置(床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る)	1. 有り	2. 無し
(3) 喫煙場所の設定(上記(1)、(2)以外の壁等により空間的に分けされていない喫煙コーナー、喫煙エリア等)	1. 有り	2. 無し
(4) 一部の時間だけ喫煙可 (例:11時~14時は全面禁煙だが、それ以外の営業時間は全面喫煙可)	1. 有り	2. 無し
(5) その他の方法で実施	1. 有り	2. 無し

※参考 喫煙場所の設定の例

喫煙場所と禁煙場所に区切り(ついで、カーテン、植栽)があるが、喫煙場所から禁煙場所に煙が流れる(上部等に隙間あり)状態である。

問6 問4(1) 屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「1. 屋内全面禁煙」、「2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可」を選んだ方のみにおうかがいします。
 加熱式たばこ(IQOS(アイコス)、glo(グロー)、Ploom TECH(プルーム・テック))について、どのような取扱いをしていますか。

1. 通常のたばこと同様の取扱い 2. 通常のたばことは異なる取扱い 1. 加熱式たばこは全面喫煙可 2. 加熱式たばこ専用の、喫煙のみを行う部屋を設置 3. 加熱式たばこ専用の、喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置 4. その他の方法で実施

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。